

今、改めて憲法9条の意義を学ぼう！

弁護士 仲松正人

憲法9条の再確認

1項 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

2項 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

この9条は単独で存在するのではなく、前文と共にある

「政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意」

「日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。」

＝前文の理想・宣言を実質化するために9条がある！

しかし、9条破壊が進められている＝「在って無い」存在に（汗）

それはどこまで進んできたか

(1) そもそも軍隊のなかった日本は実現していない

1946年11月3日 憲法公布、47年5月3日施行

50年警察予備隊、52年保安隊、54年自衛隊

そもそも憲法9条ができる前もそんな日本ではなかった

(2) 「武力による威嚇」＝抑止

安保3文書が如実に表現

国家安全保障戦略

「我が国はまず、我が国に望ましい安全保障環境を能動的に創出するための力強い外交を展開する。そして、自分の国は自分で守り抜ける防衛力を持つことは、そのような外交の地歩を固めるものとなる。」＝軍事力を背景とした外交＝軍事力による「脅し＝抑止」に裏付けられた外交空白地帯を埋めるための自衛隊の南西シフト

防衛力整備計画

「南西地域における防衛体制を強化するため、第15旅団を師団に改編する」

「南西地域に補給処支処を新編」

国家防衛戦略

「特に南西地域における空港・港湾等を整備・強化するとともに、既存の空港・港湾等を運用基盤として、平素からの訓練を含めて使用する」

「安全保障上極めて重要な位置にある沖縄においては、一層厳しさを増す安全保障環境に対応」

「特に島嶼部が集中する南西地域における空港・港湾施設等の利用可能範囲の拡大や補給能力の

向上を実施していく」「2027年度までに、PFI船舶の活用の拡大等により、輸送能力を強化することで、南西方面の防衛態勢を迅速に構築可能な能力を獲得」

「戦争する自衛隊」「殺し・殺される自衛隊」に

・相手国の市民死傷も想定

23年度以降、米国統合ターゲティングスクール受講

ターゲティングとは、目標（ターゲット）の選定や優先順位付けを行い、それに応じた適切な対応を行うプロセス

この中で「付随的損害見積」（軍事目標への攻撃の巻き添えて生じる文民の死傷や民用物の損傷の予測）も

これが生じれば、逆に、いっそう大規模な報復攻撃を引き起こすことになる

・自衛隊員の死傷者対応

「戦傷医療における輸血に関する有識者検討会議」提言（24年2月）

WBB（ウォーキングブラッドバンク＝歩く血液銀行） 低力価O型の隊員を「供血要員」に指名し輸血

全葬連（全日本葬祭業協同組合連合会）との協定（25年2月）

「還送」「エンバーミング」など⇒国外での死者への対応か

・慢性的自衛官不足と自治体からの個人情報提供

23年度・採用計画1万9598人、採用9959人、51% 少子化・民間との競争だけが原因か？

24年度名簿提供自治体数1152、全自治体の約66% 提供中止の自治体もある

(3) 解釈改憲

その1

警察予備隊・保安隊・自衛隊の保有＝軍隊ではない

⇐憲法は個別的自衛権を放棄していない・・・それはそうだが、しかしだから軍隊？

⇒自衛隊は軍隊（＝戦力）ではない！

つまり、自衛のための最小限の「実力」＝「戦力」ではない

では「戦力」とは？

＝平素から他国に脅威を与えるもの

自衛力を持てる以上、法理的には敵基地攻撃は可能

しかし、日本が平時からそれを持てば他国に脅威を与える

自衛隊は専守防衛に徹し、米軍が敵基地を攻撃できる

（専守防衛＝日本の領土及びその周辺で防衛活動を行う）

集団的自衛権もない

だから自衛隊は敵基地攻撃能力は持たない＝「戦力」ではない

その2

3要件の恣意的改定

① 我が国に対する急迫不正の侵害があること、すなわち武力攻撃が発生したこと

② この場合にこれを排除するために他の適当な手段がないこと

③ 必要最小限度の実力行使にとどまるべきこと」

2014年7月1日 安倍内閣・閣議決定

- ① わが国に対する武力攻撃が発生した場合のみならず、わが国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これによりわが国の存立が脅かされ、国民の生命、自由および幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある場合
- ② これを排除し、わが国の存立を全うし、国民を守るために他に適当な手段がないとき
- ③ 必要最小限度の実力を行使すること

⇒安保関連法（戦争法）の強行制定（2015年9月12日）

その3

戦争法の実質化＝安保3文書の改定とその実施

- ・国家安全保障戦略（4～5頁）

「我が国の安全保障に関する基本的な原則を維持しつつ、戦後の我が国の安全保障政策を実践面から大きく転換するものである。」

- ・2022年12月16日岸田総理記者会見

「安保法制で法的・理論的に整えた安全保障政策を実践面から強化するもので、戦後の安全保障政策を大きく転換するもの」

- ・2024年4月岸田アメリカ議会演説

「今この瞬間も、任務を遂行する自衛隊と米軍の隊員たちは、侵略を抑止し平和を確かなものとするため足並みをそろえて努力してくれている」

「日本は既に米国と肩を組んで共に立ち上がっている。米国は独りではない。日本は米国と共にある」

日米同盟の抑止力は「かつてなく強力」であり、「日米同盟の抑止力の信頼性と強靱性を維持するために、日米間の緊密な連携がこれまで以上に求められている」

そして

12式地对艦誘導弾能力向上型（射程1000km以上）の配備

地発型 陸自健軍駐屯地・第5地对艦ミサイル連隊（熊本） 25～6年度

陸自富士駐屯地・特科教導隊（静岡県） 27年度

艦発型 海自横須賀基地（横須賀市）母港の護衛艦「てるづき」 27年度

空発型 航自百里基地（茨城県）配備予定のF2戦闘機 27年度

島嶼防衛用高速滑空弾（射程2000～3000km）

陸自富士駐屯地・特科教導隊 25年度

陸自上富良野駐屯地（北海道）とえびの駐屯地（宮崎県）に新設 26年度

さらに

高市内閣は安保3文書の改定を25年度中へと前倒し

補正予算で1兆円以上の軍事費（防衛費）嵩まし

原子力潜水艦の保有？

非核3原則の改定？（「持ち込ませず」の廃棄）

その4

高市の国会答弁

「中国が台湾を軍艦で包囲」は存立危機事態＝日本有事・・・集团的自衛権行使する事態を明言
従来の政府見解を帰るものではない？→従来から同じ解釈だったということ
もし違ふのならば、違ふといって撤回すべき

「首相が具体的事態を想定して発言するのは控えるべき」⇒「撤回で曖昧化を」

しかし、撤回できない本当の理由＝中国が台湾を軍艦で包囲しても日本は戦争できないことを予め明示してしまうことになる

抑止論の欺瞞

安全保障のジレンマ＝「抑止力」論の欺瞞性

自国の防衛のために軍事力を増強する（抑止力）

⇒相手国が脅威を感じて軍事力を増強

⇒結果として自国の安全が脅かされてしまう

⇒国家間の関係を緊張させる、軍拡競争につながる

⇒極限までエスカレートする可能性がある

⇒不測の事態で紛争が現実化する危険

例えば…

2018年10月20日の「韓国海軍レーダー照射問題」

明確に分かるのは、南西諸島の住民避難計画

そもそも南西諸島の自衛隊シフトは「空白地帯に抑止力を整備する」ということで始まった抑止力が機能するのであれば戦争は起こらない（だから住民も受け入れた）

しかし、住民避難計画やシェルター整備が進められている

つまり、政府は南西諸島や沖縄が戦場になることを想定している

「押しつけ憲法」論、その他の憲法の由来についての議論は、ハッキリ言って意味はない

なぜなら、国民が選挙で選出した国会で成立した＝国民が作った

そしてその後改正はなされていない＝改正すべきという国民意識は多数になっていない

戦後80年にあたっての世論調査（日本世論調査会8月10日発表）

戦後の歩みで良かったこと（3つを回答） 1位「他国と戦争しなかったこと」50%

憲法をこのまま存続させるべきだ 男性53% 女性65%

その評価する点（2つ回答） 「戦争放棄・平和主義」80%

先に9条は「在って、ない」存在にと云った

9条はこれまで「国民の常識」になったことはないこと

9条はこれまで実質化したことはないこと

それでも9条は国民の意識の底流にはある

なによりも、改憲勢力が目の敵にしている＝憲法9条を無視することはできない

それは、改憲勢力も、国民は9条堅持の（潜在）意識があることをわかっている

⇒自民維新の政権合意、自民党の改憲案、維新の会、国民民主、参政党

憲法9条は、そこにあるだけで、十分存在意義がある

←憲法9条が今の形で存続し続ける限り「専守防衛を変更する」とは言うことはできないことを表している＝解釈改憲・立法改憲だけでなく、明文改憲が必要。

これを阻止することの重要性がますます現実的になってきた。

その実質化・常識化を図っていく必要がある

そして9条・前文は、基本的人権の尊重と国民主権とで、相互に補完しあっている